

## 児童養護施設等退所者自立サポート事業業務委託仕様書

### 1 目的

児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム及びファミリーホームをいう。以下同じ。）からの退所を控えた児童及び既に退所した児童等（18歳以上の者を含む。）（以下「児童等」という。）は、児童虐待等の理由により、家族からの支援を期待することができず、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの力で生活基盤を築いていかなければならない。

本事業は、これらの児童等のため、入所中から退所後を通じて継続支援計画の作成を行い、生活や就業に関する相談に応じるとともに、自助グループ活動の支援を行うことで、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。

### 2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 事業の内容等

本事業は、「社会的養護自立支援事業実施要綱」（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1）に基づき実施する、同要綱4（1）及び（5）に掲げる事業とする。

#### （1）対象者

山梨県（以下「県」という。）が措置等をした、児童養護施設等の退所（予定）者及び里親の委託解除（予定）者、又はこれらと同等であると知事が認めた者とする。

なお、（2）①の対象者については、これらに該当する者であり、かつ18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。

ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

#### （2）事業内容

受託者は、次に掲げる支援等を実施する。

##### ① 継続支援計画の作成

ア 継続支援計画の策定に際しては、対象者、児童相談所の担当職員、里親、施設職員などの対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則、措置解除前に継続支援計画を作成すること。

イ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成された自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

ウ 継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員等による会議（支援担当者会議）を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

エ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

## ② 退所を控えた児童等に対する支援

ア 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶため、ハンドブックの配布や講習会等の開催を実施し、生活技能等を習得するための支援を行うこと。

### ・ハンドブックの購入・配布

ハンドブックは、児童等の自立支援を専門に行う民間事業者（以下、「民間事業者」という。）等が作成した既存のものを購入・配布することが望ましい。

### ・講習会の開催

講習会は、原則4回開催すること。

なお、施設職員や里親等、児童等の支援者を対象としたもの又は（2）③に係る内容のものとするなど、必要に応じて対象者及び講習会の内容を変更すること。

また、講習会は民間事業者から講師を招聘し実施するなど、自立支援に係る専門的知識を提供することが望ましい。

イ 退所を控えた児童等が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

ウ 進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

エ 児童養護施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。

オ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

## ③ 退所後の支援

ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

イ 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

ウ 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等、自助グループ活動の育成支援を行うこと。

### ・自助グループ活動の支援

児童等（特に退所した児童）の交流の場を作るため、交流会を原則4回開催すること。

交流会は、自立生活を送る先輩からの体験談、レクリエーション等、対象者同士の交流を促進させる内容で実施すること。

また、フリースペースを設置し、児童等が気軽に自由に集まる場を設け、訪れた対象者同士の交流を支援すること。

エ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援を行うこと。

## ④ 児童等への広報活動

ア ホームページの開設や、パンフレットの作成・配布など、本事業について児童等への広報活動を実施すること。

イ 児童養護施設等と連携した上で、児童等が退所を控えた時点から、本事業について児童等に周知し、退所後、気軽に相談に行ける環境づくりを行うこと。

## (3) 職員の配置等

① 支援コーディネーター1名（常勤）及び生活相談支援員1名（常勤）を配置すること。  
なお、3（2）事業内容のうち、支援コーディネーターは継続支援計画の作成に係る業務、生活相談支援員は児童等への相談対応を主な業務とする。

ただし、それぞれの主な業務やその他の業務を行うにあたり、児童等についての情報共有や、困難事例への対応等、2名で協力し柔軟に事業を行うこと。

② 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に5年以上従事した者

ウ 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、知事が適当と認めた者

③ 生活相談支援員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

イ 自立支援に対する理解があり、知事が適当と認めた者

#### (4) 事業所

① 本事業は、県内に事業所を1箇所設置して実施することとする。

② 事業所は、利用者のプライバシーが守られる環境の下、利用者の利便性に配慮した場所に設置すること。ただし、業務に支障がない場合は、既存の設備を併用して差し支えない。

③ 事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

ア 相談室

イ 対象者が集まることができる設備

ウ その他事業を実施するために必要な設備

### 4 事業報告等

#### (1) 事業実施状況報告

受託者は、事業実施状況報告書（様式1）により、四半期ごと（6月、9月、12月、3月）に支援の状況等について、原則として、各月の翌月10日までに提出すること。

#### (2) 事業実績報告

受託者は、事業完了後、翌4月10日までに事業実績報告書（様式2）を提出すること。

#### (3) 記録簿

相談、支援内容等を書類又は電磁方式により対象者ごとに記録（以下「記録簿」という。）し、整備・保管すること。また、記録簿は県の求めがあった場合、随時提出すること。

### 5 会議への参加・報告

受託者は、県の求めがあった場合、県が指定する会議等に参加し、事業の状況、事業実施による効果又は課題などの報告等を行うものとする。

### 6 支援対象者についての情報の取得

受託者は、対象者の個人情報を、子ども福祉課を経由して、児童相談所及び児童養護施設等から取得すること。

ただし、支援対象者本人の承諾を得ている場合、又は既にその者に対する継続的支援を開始している場合については、この限りでない。

### 7 受託者の責務

(1) 受託者の職員は、その職務を遂行するに当たっては、対象者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 受託者は、職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た対象者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(3) 事業の実施にあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に十分配慮すること。

### 8 委託料

(1) 委託料上限額は、契約書に定める額とする。

(2) 対象経費は、3の業務を実施するために必要な①及び②に掲げる経費とし、県は委託料以外の費用を負担しない。

① 人件費

② 事務費（報償費、旅費、需用費（備品購入費、消耗品費、印刷費、食糧費、燃料費、光熱費）、役務費（通信運搬費、保険料、有料道路代）、使賃料（施設利用料、リース料）、諸経費）

## 9 情報セキュリティ要件

(1) 受託者は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティの確保について、契約書別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(2) 受託者は、県が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、山梨県情報セキュリティ基本方針等を遵守し、万全のセキュリティ対策を実施すること。

(3) 受託者は、万が一セキュリティ事故が発生した場合、県の指示に基づき、原因の分析及び再発防止策を作成し県の承諾を得た上で実行すること。

(4) 受託者は、山梨県情報セキュリティ基本方針等の見直しが行われた場合、その内容に準拠すること。

(5) 受託者は、情報セキュリティの侵害及びそのおそれがあることを発見した場合、速やかに県に報告すること。

(6) 情報セキュリティ対策に関して、県が受託者に履行状況の報告を求めた場合、速やかに応じること。

(7) 受託者は、情報セキュリティ対策が不十分な場合、県の求めに応じ、協議を行い、合意した対応を実施すること。

## 10 機密保持

(1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務以外の目的で利用しないものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、次の①から④のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

① 県から取得した時点で、既に公知であるもの

② 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの

③ 法令等に基づき開示されるもの

④ 県から秘密でないと指定されたもの

(2) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

(3) 受託者は、本業務に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

## 11 業務の再委託

(1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。

ただし、受託者が、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について申請し、県が承認した場合は、この限りでない。

(2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。

(3) 受託者は、再委託の相手方に対して、本仕様書「9情報セキュリティ要件」及び「10機密保持」を含め、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

- (4) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。
- (5) 受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるとき、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。
- (6) 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとするとき、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

## 12 遵守事項

- (1) 受託者は、事業実施中の安全管理に万全を期することとし、万が一事故等が発生し、対象者又は第三者に損害を与えた場合には、その損害が生じたことが受託者の瑕疵がないことが明らかである場合を除き、一切の責任を負うものとする。
- (2) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (3) 山梨県情報セキュリティ基本方針等、県の規定を遵守すること。